

狭城盾列池後陵の西には秋篠川が流れ、東南には佐保川、平城山丘陵を越えた北には山田川や木津川がある。これらの河川の砂礫は花崗岩質岩起源の砂礫を主とする。西ノ京丘陵から平城山丘陵にかけて分布する大阪層群上部層の下部には、砂礫層や粘土層を主とし、僅かに火山灰層がみられる。砂礫層の砂礫種は花崗岩質岩やチャートを主とする場合が多いが、僅かであるが流紋岩質岩起源の砂礫を主とする層もみられる。西ノ京から佐紀にかけての大阪層群には粘土層に伴って流紋岩質岩起源の砂礫を主とする砂礫層がみられる。菅原東遺跡の埴輪窯跡が位置する付近の地層は流紋岩質岩起源の砂礫を主としている、

観察した狭城盾列池後陵の埴輪は全てIV類型に属し、砂礫相も似ていることからほぼ同じ場所の砂礫や粘土を材料にしたと推定される。流紋岩質岩起源の砂礫を主とする砂礫・粘土層は大阪層群上部層の下部に見られ、西ノ京から菅原東遺跡付近を経て平城京にかけての付近（奈良北西）に分布する。粘土層の十分なる検討を行っていないが、近くとしては菅原東遺跡付近が埴輪胎土の採取地と推定される。

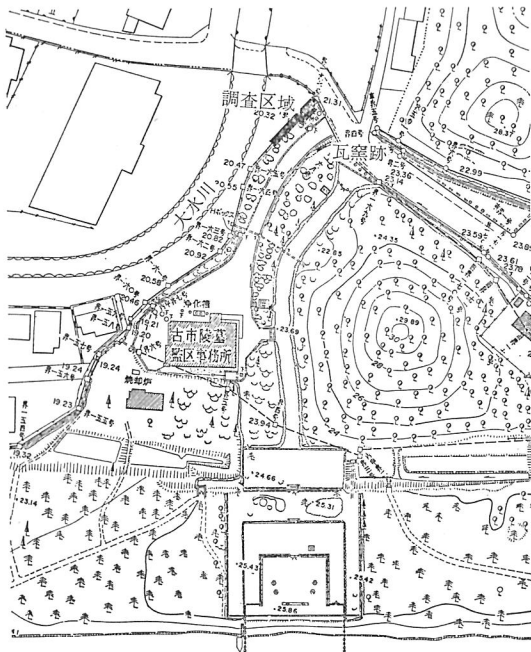
恵我藻伏岡陵隣接大水川改修補償工事区域の事前調査

事前調査の報告

応神天皇恵我藻伏岡陵は古市古墳群の盟主となる前方後円墳であるが、その前方部正面を西から流れる大水川の改修工事が大阪府によって

進められている。この工事に伴って、当陵の境界線沿いの擁壁を補償工事によって改修する案が大阪府より当庁に示された。当庁では検討の結果平成七年一月に大阪府案を、事前調査を実施することなどの条件を付けた上で了解した。更に平成七年四月に大阪府富田林土木事務所長との間で、事前調査にかかる覚書を取り交わし、この書面に基づき同月より後述する瓦窯跡の遺構、遺物の存在が予想された区域の事前調査に着手した。事前調査区域外の工事予定区域は引き続き立会調査を実施することとした。

さて、瓦窯跡と思われる遺構は、府道藤井寺道明寺線から監区事務所



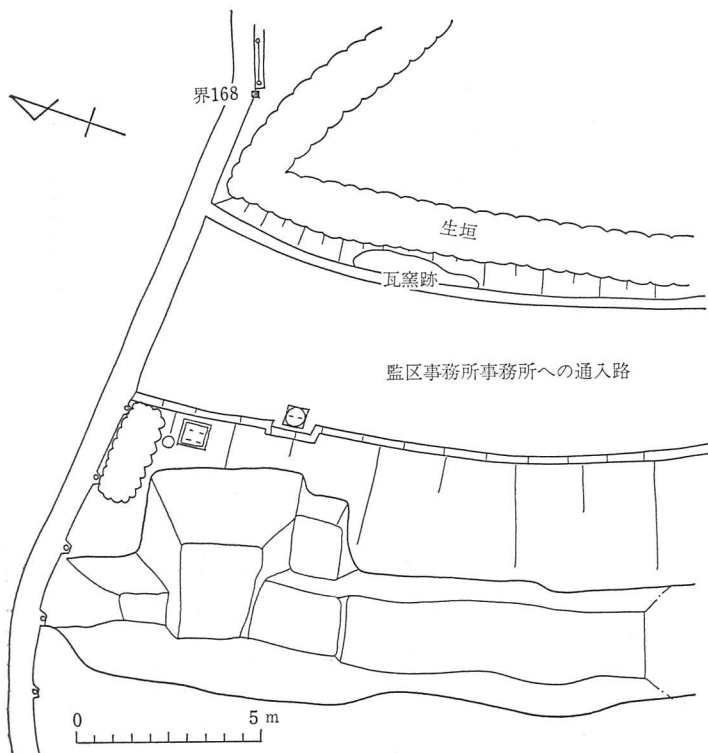
第23図 恵我藻伏岡陵 掘削箇所 (1/2000)

への進入路を五メートルほど入った地点にある。当該地は陪冢丸山から当陵の参道をはさみ大水川に至る傾斜地である（第23図）。この瓦窯跡については後述することとして、まず事前調査箇所（調査結果を報告する）。

今回の調査箇所は府道から境界線に沿って長さ約一六メートル（界標一六七～一六五の間）と界標をはさんで幅二・五メートルの範囲とした（第24図）。この部分を設定した根拠としては、先の瓦窯跡が進入路をはさんで延びている可能性が考えられたためと、遺構は続かなくても灰原として遺物が包含されていることが考えられたためである。掘削前の状況は、進入路から擁壁にかけての傾斜地に植栽がなされた状況であり、境界外から大水川の間（三角形の部分）は、昭和四十五年頃までは民家が存在していたが、現在は消滅しており空き地となっている。

掘削はまず既設の擁壁の除去から開始した。この擁壁は昭和四十七年頃に取設けられたものであるが、高さ二・一〇センチメートル、上端幅（厚み）一七センチメートル、下端幅六〇センチメートルの逆L字形をなす堅固なもので、基礎の栗石を含めると西側の空き地の現地表面から下一五〇センチメートルほどは擁壁の設置の際に掘削されていた。この擁壁をすべて除去した後、東側の土層断面の観察を行った。その結果、地表から一メートル前後のところには既設の水道管等が埋設されており、この部分の土層は一部攪乱されていた。その下には非常に固く締まった明灰褐色のシルト層が最下層にあり、この層が地山であることは明らかに

あった。しかし明らかな地山層と先の水道管が埋設されている間の地層は、大きく分けて黄灰色の砂質土と明黄褐色の粘質土が互層をなすような状況を示し、一部に湾曲した土層も観察された、これらの土層の乱れが瓦窯跡に伴うものか、地山内の土層の変化であるのかの判断がこの部分のみの観察では明らかにしがたかったため、東側へ長さ五メートル、



第24図 恵我藻伏崗陵 調査箇所平面（1/200）

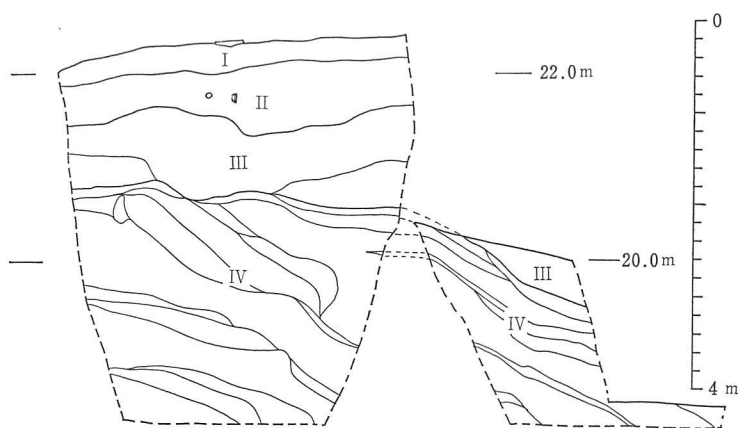
幅一・五メートルを拡張してこの土層の性格を把握することに努めた。

なお、西側の空き地側の土層は先に述べた家屋の廃材が多量に廃棄された盛土であり、分層して土層を看取する必要のない状況であった。

さて、拡張区は斜面地を掘削することとなったため、法面を削るよう掘削した。結果的に進入路面から掘削区床面までの高低差は四メートル以上になり、かなりの法面を取る必要が生じた。掘削の結果黄灰色の砂質土の上面を検出し、その後この土層を立ち割る形で北半分を掘り下げた。このため掘削区の平面形は凸形を呈している（図版8上参照）。

この部分の土層断面図は第25図に示したとおりである。この図のように大きく四層に分層できる。I層は落葉などを含む腐食土である。II層は水道管、電気管路等が埋設され、水道管はIII層を斜めに横切るように調査区外に延びていた。このII層は盛土であることは明らかであるが、土質は下のIII層と同質であり、おそらく現在の進入路部分に堆積していたIII層を施工時に削平し、現状のような斜面地を形成したものと思われる。この黄褐色礫混り層は、本来この付近の遺物包含層である。また、この土層は後述する瓦窯跡付近の土層でも確認されている。このような状況から、これらの層の下にある層はすべて地山であると判断した。

さらに根拠を挙げると、大阪府の調査でもこの層をもって地山としており、今回の調査でもこの土層に含まれる遺物は一点も出土していないことが指摘できる。この地山の土層の大きな流れは、現在の府道が通る大鳥塚古墳と陪冢丸山の間から大水川に至る自然地形と大局的に見れ



第25図 恵我藻伏岡陵 調査箇所断面 (1/80)

ば、一致していることも傍証になろう。

よって、このIV層をすべて地山と判断したことから、この層の湾曲したような不自然な土層の乱れは、菅田断層との関係を考慮するべきものであらうと考えている。当陵を南北に貫くように菅田断層と呼ばれる活断層が存在することは既に指摘されているが（註1）、今回検出された土層の乱れは菅田断層の活動時期に土層が皺曲した

際に影響を受けたものであらうと思われる。以上、事前調査の概要を述べてきたが、結果的には瓦窯跡と思われる遺構は存在せず、遺物も一点も出土しなかった。灰原にあたるような土層もなく、本来の灰原は大水川の流路の変化によって流失していると思

られる。これを裏付けるように、大阪府による大水川改修工事に伴う調査では、今回の調査地点の主に下流域において、瓦窯跡出土と思われる融着した瓦の破片などが出土することが報告されている（註2）。

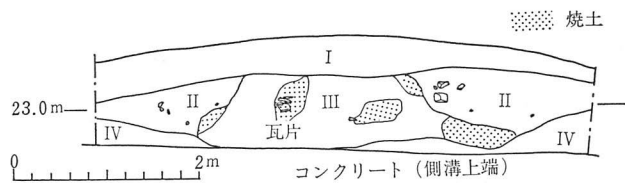
瓦窯跡部分の調査報告

今回の工事に直接の影響は受けるものではないが、瓦窯跡と考えられる部分の土層断面図を作成したのであわせて報告しておく。

この部分に瓦窯跡と思われる遺構が存在することは、当庁関係者の間では知られていたものの、広く学界に紹介されることはなかった。大阪府による一連の調査報告書でも付近に瓦窯跡が存在する可能性を指摘するにとどまっていた。

この瓦窯跡と思われる遺構が検出されたのは、監区事務所へ通じる進入路を昭和三十二年に取設けた際であることが、残されていた関係書類から明らかになった。この進入路が建設される以前の図面（大正十五年測量）を見ると、当該地は陪家丸山から参道をはさんで大水川に至る現在よりもやや標高のある傾斜地であったことが分かる。当時の報告によれば進入路の取設けに当たって、ブルドーザによって地均しをしていた際に、瓦などの遺物が表採され、付近を精査した結果、焼土を伴う粘土とともに瓦片が法面に検出されたようである。当時は瓦窯本体の調査は行われず、工事に必要な部分を掘削したところで終了している。出土した遺物は東京（本庁）へ送付され、書陵部に保管されてきた。

その後約四〇年間にわたって現状が変更されることなく進入路に面し



第26図 恵我藻伏崗陵 瓦窯跡断面 (1/80)

た生垣の下に保存されてきた。

現状は第26図に示したような土層断面を示し（図版8下参照）、進入路脇の側溝から生垣の間の約〇・八メートルの法面に瓦片と焼土を伴う粘質土が看取される。図に示したように窯体は黄色粘質土（IV層）を基礎とし、その中でも特に網目を施した部分に焼土が認められる。この焼土が見られる部分は南北約三・四メートルにわたる範囲である。掘削を伴う調査をしていないため詳細は不明であるが、段丘礫層面（II層）を掘込み、粘土をもって構築した登り窯と思われる。このII層は第25図に示したIII層と同質の土である。現在でも焼土の見られるほぼ中央付近に数枚の瓦片が積み重なるように埋没している状況が観察され、このあたりが窯の中心部分であろうと判断できる。

今回は崩落しかかっていた瓦片二枚のみを採集するにとどめた。

これらの状況から瓦窯跡であることは間違いないものと思われるが、窯の全長については不明である。進入路を横切って今回の事前調査範囲付近まで延びていた可能性も考えられるが、今回遺構は検出されず、灰原も存在しなかった。このことは先にも述べたように大水川の流路の変化により削平されたことと、既に攪乱されてしまっているものと思われる。

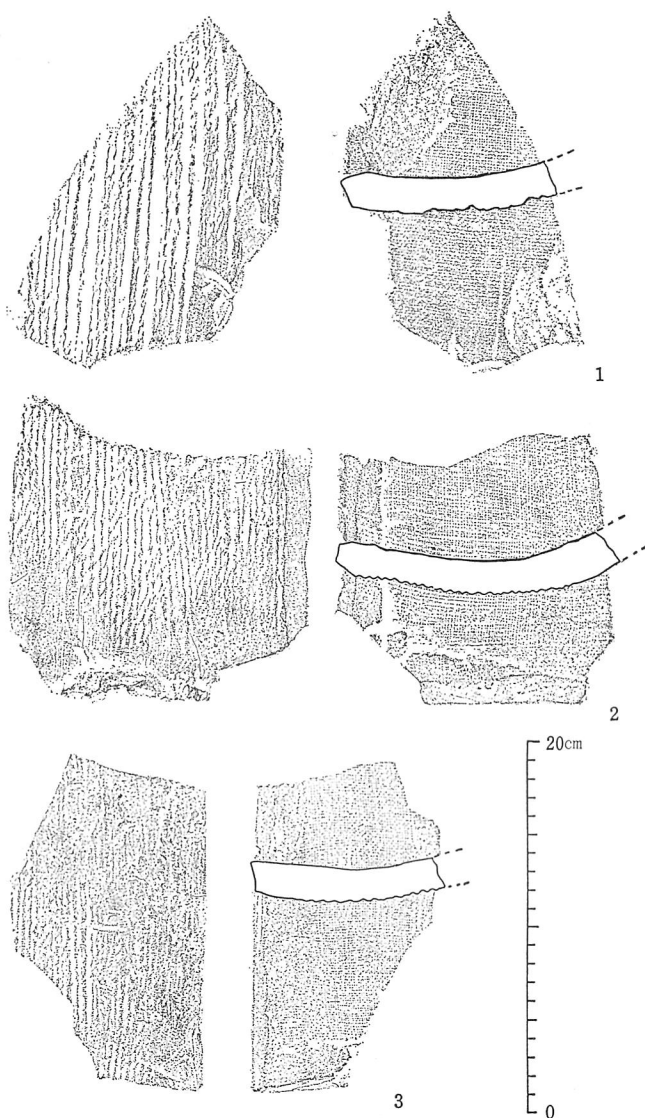
る。なお、土層断面図作製地点から東側へは、応神天皇陵参道との間に若干の窯体が埋没している可能性が高いが、現状では落ち葉などの腐植土が堆積しているため、地表面で何らかの痕跡を観察することは難しい。

今回の工事には直接の影響がないため、これ以上の崩落が進まないように、若干の盛土を法面に張り付けるように行い、現状のまま保存することとした。

出土遺物

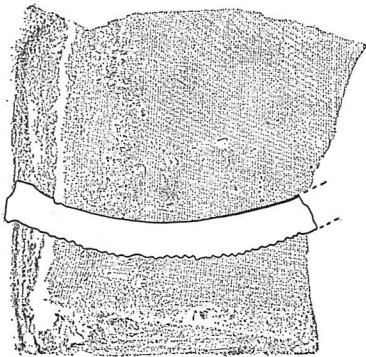
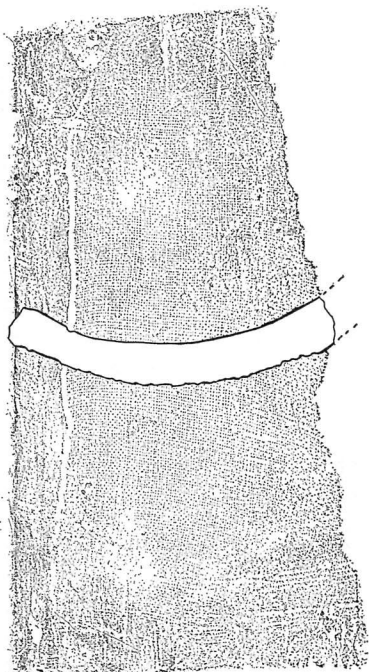
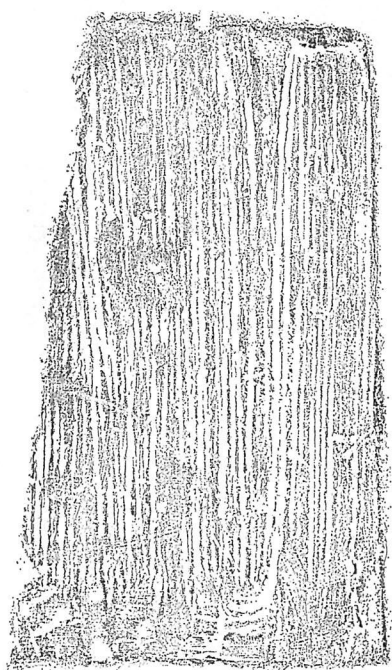
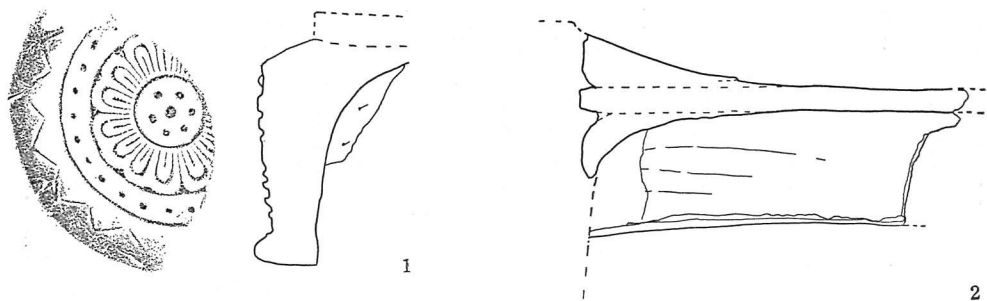
今回事前調査として掘削した範囲からは一点の遺物も出土しなかったが、昭和三十二年に採集された遺物と、今回先述した瓦窯跡部分から採集した遺物について報告しておく。

第27、28図に示したように遺物はいずれも瓦片である。このうち第27図2、3が今回瓦窯部分から採集した遺物であり、他はすべて昭和三十三年に採集されたものである。図化した六点について記述していく。



第27図 恵我藻伏崗陵 出土品(1) (1/4)

第28図1は軒丸瓦であり、瓦当面が残るものは本個体のみである。この瓦は平城宮・京六二八二系であり、大阪府による調査の際に出土したものとおそらく同範であろうと思われる。内区の主文様は復弁蓮華文であり、特徴は平城宮・京で知られている復弁八弁蓮華文軒丸瓦六二八二型式に対して、本例は一つの間弁を持たない点である。よって、六二八二系としたが、本瓦を河内国分寺式軒丸瓦と呼称する意見もある（註3）。中房の直径は三・七センチメートルを測り、蓮子の数は1+6で



第28図 惠我藻伏崗陵 出土品(2) (1/4)

ある。外区内縁には連珠文がめぐり、外区外縁は凸線の鋸歯文帯がめぐっている。内面及び側面にはヘラケズリ調整が施されている。焼成は良好で、色調は外面は黒灰色、断面は橙褐色を呈す。胎土は緻密であり○・一センチメートルほどの白い砂粒を若干含んでいる。2も軒丸瓦であるが瓦当部分は欠落している。丸瓦と瓦当を接合する補充粘土部分が残るが、丸瓦の端部には瓦当面を接合するための特別な加工は施されていない。外面は縦方向のナデケズリ調整がなされ、内面の瓦当寄りには横方向のナデ調整がなされ、その他の部分には縦方向のナデ調整と、布目の痕跡を残す。色調、胎土、焼成は1に共通する。第27図及び第28図3、4はすべて平瓦である。いずれの瓦も凸面に縦位の縄目叩きが施され、縄目叩きには粗いもの(第27図1、2、第28図3)と細かいもの(第27図3、第28図4)の二種類がある。どの平瓦も面取りはなされておらず、端部はヘラケズリ調整によって仕上げられている。模骨痕、布の縫目痕を残す個体はなかったが、おそらく一枚造り技法によるものと思われる。焼成はいずれも良好で、胎土は軒丸瓦に共通する。色調は外面が橙褐色から黒灰色を呈するものが多く、内面、断面とも同様である。その他図示しなかった遺物も含めて、丸瓦、軒平瓦は採集されていない。

まとめ

以上、今回実施した整備工事に伴う事前調査と昭和三十二年に検出した瓦窯跡の現状及び、出土品について述べてきた。最後に簡単にまとめ

ておきたい。

今回の事前調査は工事予定区域に瓦窯跡が延びる可能性が考えられたためにその部分を事前調査することとした。しかし結果的には遺構、遺物は出土しなかった。よって瓦窯跡の詳細については不明のままの部分も多いが、瓦窯跡の現状と出土遺物について報告した。

先述したようにこの瓦窯跡は広く知られておらず、大阪府の報告でも瓦窯の存在が想定されていたが、本瓦窯出土の瓦の出土分布図は大阪府の報告書に掲載されているとおりである(註2)。今回瓦窯の位置を明らかにしたことによって一定の成果があるものと思われるが、この瓦窯を中心として半径二・五キロメートルの範囲に集中していることが報告されている。さらに報告書ではこの瓦が使用された建物の性格に言及し、その存在が中央政府との強い結びつきを示唆しているが、当陵の八世紀中頃の状況を考えていく中で今回報告した瓦窯跡は位置付けられるべき遺構であろう。

なお、事前調査を実施した以外の工事施工区域については引き続き立会調査を行った。その結果、事前調査箇所と同様遺構は検出されず、遺物も出土しなかった。

以上の事前、立会調査の結果から工事は予定通り施工した。

付記 事前調査に当たっては、大阪府教育委員会一瀬和夫氏、羽曳野市教育委員会笠井敏光氏、藤井寺市教育委員会上田睦氏にご協力、ご教示賜った。また、出土瓦については奈良県立橿原考古学研究所廣岡孝信

氏にご教示賜った。併せて厚く御礼申し上げる次第である。

(註)

- 1 瀬和夫「大阪府菅田山古墳外堤の活断層の存在」『古代学研究』一三四号 一九九六 古代学研究会
- 2 大阪府教育委員会『大水川改修工事に伴う発掘調査概要Ⅶ 古室遺跡・V 林遺跡・Ⅱ』一九九〇
- 3 上田睦『藤井寺市及びその周辺の古代寺院』(下) 藤井寺市教育委員会 一九八七 (徳田誠志)

岩坂陵墓参考地崖地防災整備工事区域の事前調査・

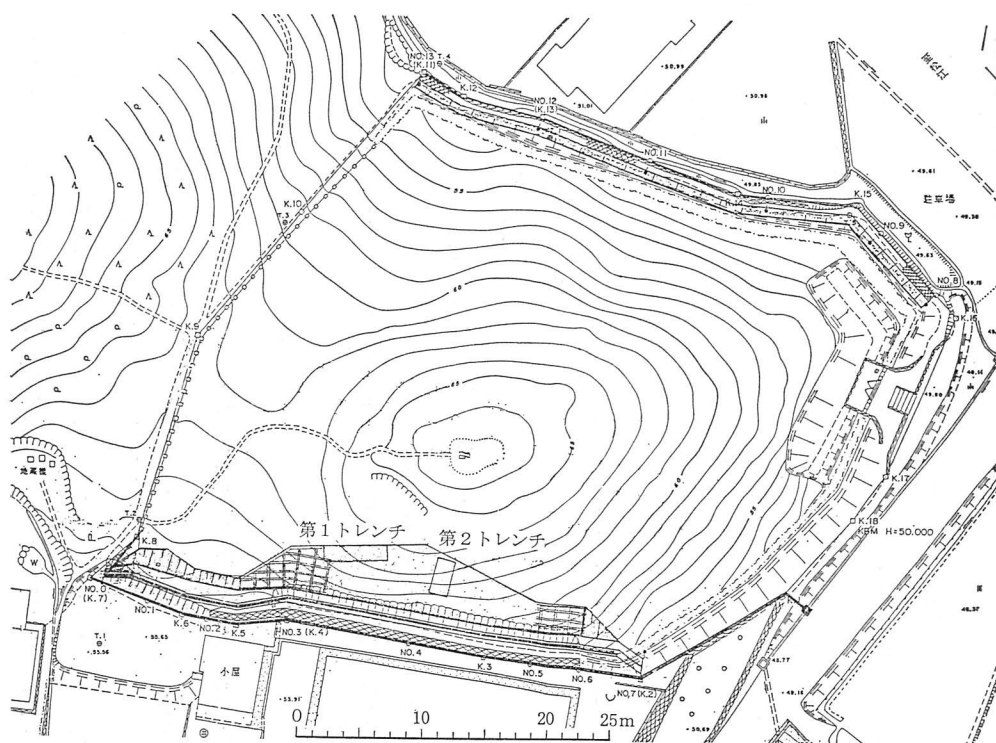
立会調査

川上 昭一

岩坂陵墓参考地は、八雲風土記の丘の南方一・五キロメートルの、島根県八束郡八雲村大字日吉字神納三九一番地にある。

当地は、西北方から派生する丘陵の末端に位置し、丘尾が括れて端部が円丘状に終わる地形となっている。神納山(古墳)と呼ばれる。

南側は、隣接する民家との境界沿いが急峻な崖地で、大正四年に施工の石積が、部分的に孕み出して危険な状態にあった。また北側の山裾は、境界沿いに流れる小川によって若干の浸食を受け、南側ほどの高さはないが、ここも小さな崖地となっていた。このため、南側については、在来石積を取り解き、新たにコンクリート擁壁を設け、その上部の斜面は地盤が軟弱であるので法枠を追加し、また北側は、コンクリート



第29図 岩坂陵墓参考地調査箇所の位置 (1/600)



恵我藻伏崗陵 調査箇所



恵我藻伏崗陵 陵前瓦窯跡現状